第5回土地家屋調査士民間紛争解決手続代理権認定考査問題の出題意図

第 1 問

これまでは相続を原因とする境界紛争事案であったが、今回は、一般的に相隣地の境界紛争の原因となることが多い売買の事実を入れた。具体的事案において法的問題点の理解を問うとともに、申立人・相手方それぞれの立場においてなすべき法的主張及び具体的事実を問うことにより、民間紛争解決手続代理業務において最低限必要とされる法的素養ないし法的問題点に対する理解の程度をはかることを出題の意図としている。

小問1

本問は、本件における権利関係を前提として、紛争解決のためにどのような申立内容が必要となるのか、端的に申立の趣旨を問う設問である。

小問2

本問は、本件紛争において係争の対象となっている法的権利関係にかかる設問であり、本件が訴訟提起された場合の訴訟物の理解を問う設問である。

小間3

本問は、Aの主張する所有権の範囲を基礎づける法的主張を考察し、当該主張の具体的内容と関連する間接事実を列挙させることにより、具体的な事案の理解の程度を問うことを目的とした設問である。

小間4

本問は、Bの立場から取得時効の成立を主張する場合の民法上の要件、相続との関連における占有の継続を主張する場合の具体的事実、及び売買を主張する場合の具体的事実、についての理解を問う設問である。

第2問

土地家屋調査士法人が民間紛争解決手続の代理業務を受任した場合において、その使用人である土地家屋調査士の筆界特定業務受任の可否、さらには土地家屋調査士法人を退職した場合における受任の可否を問うことにより、土地家屋調査士法第22条の2第2項第6号、同項第4号の定める受任することができない業務範囲の理解をそれぞれ問うものである。

以上